

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

今治市

2 構造改革特別区域の名称

今治市IT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

今治市の全域

4 構造改革特別区域の特性

平成 17 年1月、旧今治市と周辺 11 町村による広域合併により、人口約 18 万人、面積約 420 km²を擁する今治市が誕生した。

本市は、愛媛県の北東部に位置し、高縄半島の内陸部から都市部、島しょ部に到る多様な地域から形成され、市の中央部を来島海峡が横断し、瀬戸内の多島海を縫って結ばれた瀬戸内しまなみ海道によって、広島県尾道市と接している。気候は、年平均気温 15～16 度、平均降雨量 900～1,300mm程度と温暖寡雨の典型的な瀬戸内海気候である。

古くから海上交通の要衝であり地味豊かなことから、伊予の国府、城下町としてひらけ、愛媛県東予地域の政治、経済、文化の中心として栄えてきた。

進取の気性に富んだ市民気質と確かな技術力に支えられた「ものづくり」への情熱により、タオルやアパレルを中心とした繊維関連企業や、日本一の集積度を誇る海運・造船業をはじめ、瓦製造、石材加工、製塩業などの地場産業が集積しているほか、石油精製や OA 機器用光源などの精密部品、業務用調味料の食品加工など、多様で特色のある製造業も立地しており、産業集積都市として発展してきた。また、島しょ部では、柑橘栽培を中心とした農業や漁業が盛んである。

近年は、瀬戸内しまなみ海道の開通により四国側の拠点として、世界初の3連つり橋である来島海峡大橋をはじめとする架橋と多島海が織りなす瀬戸内随一の景観や村上水軍に代表される歴史文化資産などの多彩な地域資源を生かし、観光振興にも力を注いでいる。

本市における地域情報化への取り組みは、まず行政事務の合理化と住民福祉の向上を目的として、昭和 47 年に旧今治市と周辺 15 町村により「今治地区広域行政事務組合」を設立し、構成市町村における電子計算組織の共同利用が推進された。昭和 49 年には、第三セクターとして「株式会社今治地方情報センター」を設立し、地域情報化のための中核機関として運営されているところである。

平成元年には、旧郵政省(現総務省)からテレトピア構想都市の指定を受け、今治地域の情報通信発展の方向性を示すものとして「今治テレトピア計画」が策定された。その成果として、平成2年には、地元の通信建設会社をはじめとする企業や金融機関の出資を得た第三セクターとして「今治CATV株式会社」を設立し、主にテレビ放送などの再送信や自主放送を配信するとともに、市議会中継や各種行政情報を提供している。

インターネットの普及を背景として、平成8年に市のホームページを開設。観光・交通情報及び保健福祉等の行政情報などを発信し、併せて広報広聴の方策として市長へのメール直行便や市の構想・計画に対するパブリックコメントにも活用するなど、ネット社会の多様な住民ニーズに応えるよう努めている。

ネットワークを市の業務へ本格的に利用するための基盤整備として、平成11年に庁舎構内情報通信網(庁内LAN)を整備し、住民情報、財務会計や土木積算システムなど基幹系の業務システムやグループウェアなどが運用されている。

その後、ネットワーク利用を市内全域へ拡大する基盤整備として、平成13年今治市地域イントラネット基盤整備事業により、市役所を中心に小中学校や公民館・図書館などの公共施設間を市独自の光ケーブルで結び、市民との情報交換や業務上のやりとりをネットワーク上で実現するためのインフラ整備を実施した。

平成16年には広域合併に対応するため、12市町村連携により今治地域公共ネットワーク基盤整備事業を実施し、超高速のギガビットネットワークを構築した。

また、高度情報化社会を担う人材を育成するため、平成元年に旧労働省(現厚生労働省)所管の「今治コンピュータカレッジ」が開校した。本市をはじめ、東予地域の自治体、商工団体、情報処理関連企業が参画した第三セクター「職業訓練法人 東予情報処理技術振興財団」により運営を行っている。就労支援のための情報化関連講座なども開設され、地域のIT教育施設としての役割を担ってきている。

なお、本市経済の活性化を目的として、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業の立地促進に対する優遇制度を創設し、新たなIT関連企業の立地も実現してきているほか、平成17年には、中小企業新事業活動促進法に基づく「愛媛県高度技術産学連携地域」の指定を受け、高度技術を活用した企業立地のための条件整備を進めている。

現在、本市では瀬戸内しまなみ海道・今治インターチェンジ周辺の丘陵地において、広域交流・地域連携の拠点づくりを目指して、今治新都市開発事業を事業主体の独立行政法人都市再生機構と協力して推進しており、平成18年度からは一部分譲を開始している。

本市の活性化を図るためには、地理的特性やこれまでの産業の蓄積から、長年培われてきた「ものづくり」の技術力を礎として、海事産業やタオル産業の集積を活かしたまちづくりや新都市地域への企業立地を進め、新しい産業や雇用を創出することが必要である。そのためには、産業の高度化・情報化に対応するための情報処理技能を有する人材の必要性が高まっており、高度情報化社会を支える地域のIT人材の育成が強く求められている。

また、多様な地域からなる本市においては、各種デジタルデバイド(情報格差)を是正する上でも、IT人材の育成は重要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

現代社会においては、情報の持つ重要性が飛躍的に高まっており、それらを背景に高速・大容量の通信網の整備が急速に進められている。

本市のような中山間地域や島しょ部を抱える地域においては、時間的・地理的条件から解放される高度情報通信ネットワークの構築は、地域の発展にとって必要不可欠なものであると言え、今後もその整備に引き続き取り組んでいくことが重要である。

また、高度情報通信社会の確立により、産業活動の高度化・効率化を図ることができる。これまで本市を支えてきた造船、タオルなどの基幹産業には、アジアの国々の急速な発展による国際競争の激化に対応するため、経営体質の強化、先端技術の導入による一層の効率化と高付加価値化が求められており、そのための有効な方策の一つとして、情報技術の活用を積極的に推進していく必要がある。

また、先に述べたように、本市では、現在、今治新都市開発事業を推進しており、産業ゾーンにおいては、地場産業の活性化や新産業の創出・導入、研究機関の立地誘導を図ることとしている。

そのため、情報処理に関する国家試験において、基本的な資格として位置付けられている「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」に係る特例措置を適用することにより、地域の情報化に貢献する人材の育成及び輩出が促進されることは、地理的に多様で制約のある地域を有し、「ものづくり」のまちとして発展してきた本市においては、市民生活を豊かで快適なものとする上で、また、産業振興や今治新都市開発地域などへの企業立地を推進し、地域の活性化を図る上で、大きな意義があると考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 合格率の向上と人材の育成・輩出

今回適用する特例措置である「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」により、受験者の負担が軽減され、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができることから、合格率の向上及び合格者数の拡大が見込まれる。

また、試験合格率の向上が可能な教育環境が整備され、資格取得に伴う就職率の上昇により、今回の特例措置の適用を受けようとする機関に対する市内のみならず県内外からの志望者の増加が見込まれ、優秀なIT技術を持った人材の育成・輩出が期待できる。

(2) 産業の振興・企業立地の促進

本市は地場産業のまちとして発展してきたが、情報処理技術者資格を取得した人材が育成されることで、IT関連企業のみならず、様々な分野の企業においても、IT人材の確保が容易となり、企業の競争力・開発力の向上と新たな事業への挑戦・発展が図られると共に、新産業の創出、また、新都市開発地域などへの企業誘致においても、IT人材の確保に期待する企業立地の促進が図られる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域産業の活性化

本特例措置により、IT技術の利活用能力を高めた人材が、就職時等に資格を有効活用するなど自らのキャリアアップにつながるだけでなく、地域内に就職したり、職場や家庭において情報を利活用したりするなど、本市の産業の活性化を推進する中心的な役割を担っていくことが期待できる。また、企業にとっては、地域における有能な人材を効率よく雇用することにより、コスト面の抑制などができ、さらに、企業活動の成長も見込まれるなど、人材の需要と供給のバランスを図ることが可能となる。さらに、資格取得者が増加することにより、企業の情報活用能力が向上し、生産面及び販売面などにおける経営革新が進むことが期待でき、効率的な経営や新たな分野開拓などによる企業競争力の向上が可能になると考えられる。

(2) 新たな関連企業の集積・誘致及び新規創業

豊富な若手IT人材を安定的かつ容易に確保できる地域は企業にとっても大きな魅力の一つであると同時に、本市のような地方都市にあっては企業誘致上のアピールポイントにもなる。本特例措置による若手IT人材の育成・供給体制の確立により、市外・県外からIT関連企業が進出・誘致されることも想定されるなど、企業活動や立地環境の向上が期待できる。また、地域において、企業の情報化が推進され、地域内の企業の競争力が向上した場合、IT事業に関連した新たな人材の需要が生じたり、情報通信産業等の新規創業も期待でき、産業の集積につなげることができる。

(3) 就業機会の拡大と新たな地域的有利性の派生

現在、産業活動において、情報通信技術に関する知識・技能を有する人材は、情報関連産業ばかりか、第一次・第二次産業においても不可欠な存在となっている。また、今後の産業界において求められるスキルとしては、語学力とともに情報技術の習得にあるといっても過言ではない。学生にとっては、就職時に情報技術関連の資格が要求される場合が増えている中、在学中の資格取得は、資質の向上と若年層における就業機会の拡大を両立させるものであり、また、若い世代に資格取得を喚起し、さらに高度なIT人材育成へと導くものであり、IT人材の供給基地として貢献していくものである。

加えて、情報通信技術関連資格者を多数輩出することは、地域において新たな産業的な活性化を生じるばかりでなく、若い人材が集積することにより、産業のみならず文化的にも活性化が波及し、ひいては、本市が、産業の高度化・情報化、地域活性化の拠点へと発展する地域的有利性を生み出すことが期待できる。

(4) 地域情報化の促進

本特例措置は、資格取得を目指す者にとって極めて魅力的なものであることから、本市内の事業主体が実施する講座を受講するために、市内外から現状以上の学生の流入や、就業機会の拡大に伴う社会人の流入増が見込まれ、企業活動や消費の拡大・増大による地域経済の活性化が期待できる。また、資格取得者の輩出の増加に伴い、IT人材の密度が向上し、地域におけるIT人材の裾野拡大が進むものと考えられ、その結果、市民のIT活用能力の向上にもつながり、情報関連産業の振興に伴う、市民生活への高度情報化の普及、利便性の向上など、地域情報化の促進とともに、市民生活の向上が期待できる。

8 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【IT人材育成】

(1) IT人材育成事業に対する支援

- ・ 高校生の職業理解を深めるための東京のITベンチャー企業等への「高校ベンチャー留学」の実施
- ・ 在宅ビジネス、SOHOなど、女性の社会進出支援のためのセミナーの開催

(2) 今治コンピュータ・カレッジにおける情報化関連講座

- ・ 職業能力の開発や就労支援として、今治コンピュータ・カレッジにおける「パソコン講座」など情報化関連講座の実施

(3) 今治コンピュータ・カレッジ奨学生等への支援

- ・ 奨学生に対する奨学金給付、特待生に対する授業料免除に対する助成

【電子自治体の構築、行政事務の情報化】

(1) インターネットを活用したホームページ機能の拡充

- ・ 市政情報、観光情報、イベント情報等の発信
- ・ 市長へのメール直行便による市民との意見交換

(2) 公共施設への公開端末機設置

- ・ 公民館や図書館等の公共施設において、インターネットをいつでも誰でも自由に利用できる環境を提供

(3) TV会議行政相談システム

- ・ 公開端末機に付設したTV会議システムを利用することにより、遠隔地の市民から職員への行政相談を実現

(4) 地区住民センターでの証明書即時交付

- ・ 住民票、印鑑登録証明書、戸籍等の各種証明書の即時交付サービス実施

(5) 電子申請システムの構築

- ・ インターネットから、各種申請や届出ができる電子申請受付システムを県内各市町と共に導入

【情報インフラの整備】

(1) 今治市地域公共ネットワークの構築

- ・ 離島を含む全支所、全小中学校、公共施設の大半を高速大容量の光ファイバーケーブルで接続

(2) 地域ケーブルテレビ施設の整備

- ・ 第三セクターである今治CATV株式会社による旧市域への都市型ケーブルテレビ施設整備及び島嶼部、山間部への拡充への支援
- ・ 条件不利地域でのブロードバンド整備及び地上デジタル放送化への対応

【IT活用による産業の育成】

(1) IT関連企業の誘致

- ・ Webサイトを利用した工場用地や企業立地に関わる各種優遇策等の情報提供
- ・ 製造業、情報通信業等を対象とした企業立地優遇制度の拡充
- ・ 今治新都市地域などの指定地域における企業立地優遇制度のさらなる拡充

(2) (財)今治地域地場産業振興センターによる新産業の創出・起業家支援

- ・ インキュベーションマネージャーを配置し、創業予定者、ITベンチャー企業等を対象とした相談窓口の開設、創業塾、IT活用セミナーなど多様なソフト支援の展開
- ・ 新事業創出を促進させるため、市場調査、研究開発、知的財産権取得等に必要な経費を助成する「新産業創出支援助成事業」の創設
- ・ 大学が持つ知識や技術を広く活用するため、今治地域における愛媛大学の連携窓口として「愛媛大学サテライト・いまばり」の開設。インターネットによる受付も実施

別紙 1

1 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座の開設者

学校法人 白光学園

今治商業専門学校 (愛媛県今治市中日吉町一丁目7番8号)

職業訓練法人 東予情報処理技術振興財団

今治コンピュータ・カレッジ (愛媛県今治市東門町五丁目840番4)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人 白光学園 今治商業専門学校】

初級システムアドミニストレータ講座(Aコース) 別添資料1のとおり

初級システムアドミニストレータ講座(Bコース) 別添資料2のとおり

初級システムアドミニストレータ講座(Cコース) 別添資料3のとおり

【職業訓練法人 東予情報処理技術振興財団 今治コンピュータ・カレッジ】

初級システムアドミニストレータ講座(Dコース) 別添資料4のとおり

初級システムアドミニストレータ講座(Eコース) 別添資料5のとおり

初級システムアドミニストレータ講座(Fコース) 別添資料6のとおり

(2) 修了認定の基準

初級システムアドミニストレータ講座(Aコース及びDコース)は、民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(1級)」を受験し、合格した者であって当該講座の出席(2/3以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

初級システムアドミニストレータ講座(Bコース及びEコース)は、民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格した者であって当該講座の出席(2/3以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

初級システムアドミニストレータ講座(Cコース及びFコース)は、民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(3級)」を受験し、合格した者であって当該講座の出席(2/3以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。なお、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称:シスアド技術者能力認定試験(1級)

試験科目:シスアド技術者能力認定試験(1級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

試験項目

1	情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2	データ構造とアルゴリズム	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
3	ハードウェア	半導体と集積回路 プロセッサ、動作原理 メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 コンピュータの種類と特徴
4	基本ソフトウェア	OS の種類と構成 プロセス管理、割込み制御 主記憶管理、仮想記憶 入出力制御、ジョブ管理 ファイル管理、障害管理 ヒューマンインタフェース、日本語処理 ミドルウェア
5	システム構成と方式	システム構成方式、処理形態 システム性能、信頼性 応用システム
6	システム開発と運用	プログラム言語、言語処理系 EUC、EUD、ソフトウェアの利用 開発手法、設計手法、テスト手法 開発環境と開発管理 システムの環境整備、運用管理 システムの保守
7	ネットワーク技術	プロトコルと伝送制御 符号化と伝送技術 LAN とインターネット 電気通信サービス ネットワーク性能 伝送媒体、通信装置
8	データベース技術	データベースモデル データの分析・正規化 データ操作 データベース言語、SQL の利用 DBMS の機能と特徴 データベース制御機能(排他制御、リカバリ)

	分散データベース
9 セキュリティ	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	可用性・安全対策
	ガイドライン
10 標準化	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	財務会計(会計基準、財務諸表など)
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)
	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	最適化問題、意志決定理論
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)
	関連法規(労働、取引、安全、法律、倫理など)
12 表現能力	発表技法
	文章の書き方
	マルチメディアの利用

資格名称: シスアド技術者能力認定試験(2級)

試験科目: シスアド技術者能力認定試験(2級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2 データ構造とアルゴリズム	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
3 ハードウェア	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴

4	基本ソフトウェア
	OSの種類と構成
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5	システム構成と方式
	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQLの利用
	DBMSの機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
	分散データベース
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	財務会計(会計基準、財務諸表など)
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)
	IE分析手法、管理図
	確率と統計

	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)
12 表現能力	
	発表技法
	文章の書き方
	マルチメディアの利用

資格名称:シスアド技術者能力認定試験(3級)

試験科目:シスアド技術者能力認定試験(3級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
3 ハードウェア	半導体と集積回路
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OSの種類と構成
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5 システム構成と方式	システム構成方式、処理形態
	応用システム
6 システム開発と運用	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
7 ネットワーク技術	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	伝送媒体、通信装置
8 データベース技術	データ操作
	データベース言語、SQLの利用
9 セキュリティ	セキュリティ対策
10 標準化	

	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)
12 表現能力	
	文章の書き方

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2

1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座
開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(2) 講座の開設者

学校法人白光学園 今治商業専門学校

(愛媛県今治市中日吉町一丁目7番8号)

職業訓練法人東予情報処理技術振興財団 今治コンピュータ・カレッジ

(愛媛県今治市東門町五丁目840番4)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立
行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応すること
とする。

【学校法人白光学園 今治商業専門学校】

基本情報技術者講座(Aコース) 別添資料7のとおり

基本情報技術者講座(Bコース) 別添資料8のとおり

基本情報技術者講座(Cコース) 別添資料9のとおり

【職業訓練法人 東予情報処理技術振興財団 今治コンピュータ・カレッジ】

基本情報技術者講座(Dコース) 別添資料10のとおり

基本情報技術者講座(Eコース) 別添資料11のとおり

基本情報技術者講座(Fコース) 別添資料12のとおり

(2) 修了認定の基準

基本情報技術者講座(Aコース及びDコース)は、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(1級)」を受験し、合格した者であって、当該講座の出席(2/3以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

基本情報技術者講座(Bコース及びEコース)は、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席(2/3以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

基本情報技術者講座(Cコース及びFコース)は、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(3級)」を受験し、合格した者であって、当該講座の出席(2/3以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称:情報処理技術者能力認定試験(1級)

試験科目:情報処理技術者能力認定試験(1級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2 データ構造とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3 ハードウェア	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OSの種類と構成
	プロセス管理、割込み制御
	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5 システム構成と方式	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6 システム開発と運用	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	開発環境と開発管理
	システム的环境整備、運用管理
	システムの保守
7 ネットワーク技術	

	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LAN とインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
	分散データベース
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	インテグリティ対策
	プライバシー保護
	可用性・安全対策
	ガイドライン
10	標準化
	開発と取引の標準化
	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	財務会計(会計基準、財務諸表など)
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)
	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	最適化問題、意志決定理論
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)
	関連法規(労働、取引、安全、法律、倫理など)

資格名称:情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目:情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2 データ構造とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3 ハードウェア	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OS の種類と構成
	プロセス管理、割込み制御
	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5 システム構成と方式	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6 システム開発と運用	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7 ネットワーク技術	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LAN とインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト

8 データベース技術	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能 (排他制御、リカバリ)
9 セキュリティ	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10 標準化	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	経営管理 (経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略 (業務改善など)
	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	最適化問題、意志決定理論
	情報システムの活用 (ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規 (情報通信、知的財産権)

資格名称: 情報処理技術者能力認定試験 (3級)

試験科目: 情報処理技術者能力認定試験 (3級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2 データ構造とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
3 ハードウェア	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	

	OSの種類と構成
	プロセス管理、割込み制御
	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5	システム構成と方式
	システム構成方式、処理形態
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
7	ネットワーク技術
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	伝送媒体、通信装置
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
10	標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。